大村市犯罪のない
安全・安心
まちづくり行動計画
（改訂版）

大 村 市

令和６年３月

目　　次

第１章　計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
第２章　計画の性格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
第１節　目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
第２節　計画の目標値・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
第３節　計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
第４節　計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
第３章　犯罪の現状と防犯活動の取組・・・・・・・・・・・・・・・ 3
第１節　犯罪の情勢・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
1　刑法犯認知件数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
2　自転車の盗難状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
3　刑法犯検挙状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
4　少年非行の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
5　ニセ電話詐欺の発生状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
6　配偶者からの暴力事案の相談件数・・・・・・・・・・・・・・ 6
7　サイバー犯罪検挙状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
8　虐待に関する相談件数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
（1）児童虐待相談件数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
（2）高齢者虐待相談件数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
（3）障がい者虐待相談件数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
第２節　犯罪発生の背景等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
1　自主防犯意識の不足・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
2　社会全体の規範意識の低下・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
3　地域における連帯感の希薄化・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
4　犯罪を誘発する環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
5　サイバー空間の脅威の深刻化・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
第３節　防犯活動の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
1　防犯ボランティアの活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
2　ボランティア団体等の活動支援や環境整備・・・・・・ 10
3　防犯上配慮を要する人の安全の確保・・・・・・・・・・ 10
4　サイバー空間における安全の確保・・・・・・・・・・・ 10
5　犯罪被害者に対する理解・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

第４章　犯罪のない安全・安心まちづくりの方向性・・・・・・・　11
第１節　市、市民、事業者の責務・・・・・・・・・・・・・・・・・　11
１　市の責務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　11
２　市民の責務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　11
３　事業者の責務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　11
第２節　基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　11
１　意識づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　11
２　地域づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　11
３　環境づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　11
第３節　施策の基本体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　12
第４節　計画の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　13
１　意識づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　13
（１）自主防犯意識の啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　13
（２）規範意識の向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　14
（３）安全情報等の提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　16
２　地域づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　18
（１）地域における連帯感の向上・・・・・・・・・・・・・・・・　18
（２）地域の防犯・安全活動の促進・・・・・・・・・・・・・・・　18
（３）子どもと女性を守る取組の推進・・・・・・・・・・・・・・　18
（４）子どもを健やかに育てるための取組の推進・・・・・・・・　20
（５）高齢者と障がい者が安全で安心して暮らせる取組の推進　21
３　環境づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　23
（１）犯罪防止を意識した環境の整備・・・・・・・・・・・・・・　23
（２）学校における子どもの安全確保のための取組の推進・・　23
（３）通学路等における子どもの安全確保のための取組の推進　24
第５章　推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　25
第１節　大村市犯罪のない安全・安心まちづくり市民推進会議・・　25
第２節　地域との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　25
第３節　事業者との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　25
資　料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　26～28

第１章　計画策定の趣旨

大村市は、平成１９年１２月に施行した「大村市犯罪のない安全・安心まちづくり条例」に基づき、犯罪のない安全・安心まちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

本市の刑法犯認知件数(注1)は、平成３０年から３００件を切り、令和４年には２７７件となりました。また、自転車の盗難件数は平成２５年は１７７件、令和４年には３２件と減少しており、着実に治安情勢の改善が見られました。

一方で架空料金請求詐欺などのニセ電話詐欺(注2)やサイバー犯罪(注3)については、新たな手口による犯罪が増加するなど、複雑化・多様化が見られています。

このような中、犯罪のない安全・安心な大村市を実現させていくためには、これまでの取組に加えて、子どもや女性、高齢者、障がい者など、防犯上の観点から特に配慮を要する人に対する安全対策を充実させる必要があります。

このような現状を踏まえ、社会情勢に的確に対応した取組を推進し、市民が安全で安心して生活することができる大村市を目指すため、「大村市犯罪のない安全・安心まちづくり行動計画」を策定するものです。

（注1）刑法犯認知件数とは、窃盗、強盗、殺人などの刑法犯について、被害届け出、告訴、告発、その他により、警察が犯罪の発生を認知した事件数をいいます。

（注2）ニセ電話詐欺とは、被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振込その他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪（現金等を脅し取る恐喝及び隙を見てキャッシュカード等を窃取する窃盗を含む。）の総称です。

（注3）サイバー犯罪とは、コンピュータやインターネットを悪用した犯罪のことで不正アクセスやコンピュータ・ネットワークを利用した犯罪などをいいます。

第２章　計画の性格

第１節　目　標

市民が安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現

第２節　計画の目標値

本計画の効果を計る数値として、「第５次大村市総合計画後期基本計画」において定めている、犯罪のないまちづくりの指標を目標値として設定します。

目標値	刑法犯認知件数　２５０件／年

第３節　計画の期間

この行動計画の期間は、令和６年度から令和１０年度までの５年間とします。ただし、計画期間中に社会情勢等の変化が生じた場合、随時見直しを行います。

第４節　計画の位置づけ

この計画は、「大村市犯罪のない安全・安心まちづくり条例」を踏まえ、上位計画である「大村市総合計画」及び「長崎県犯罪のない安全・安心まちづくり行動計画」と整合性を図ったものとします。

第３章　犯罪の現状と防犯活動の取組

第１節　犯罪の情勢

１　刑法犯認知件数の推移

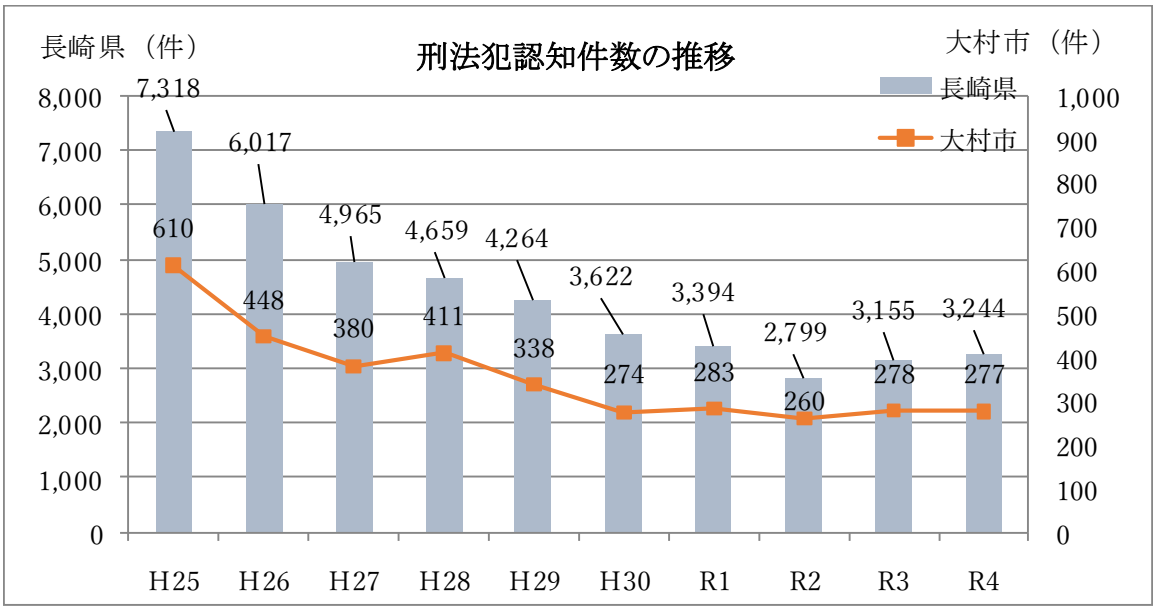

【資料　大村警察署】

令和４年の長崎県内の刑法犯認知件数は３，２４４件、大村市内では２７７件となっており、平成２５年と比較すると２分の１以下に減少しています。

２　自転車の盗難状況

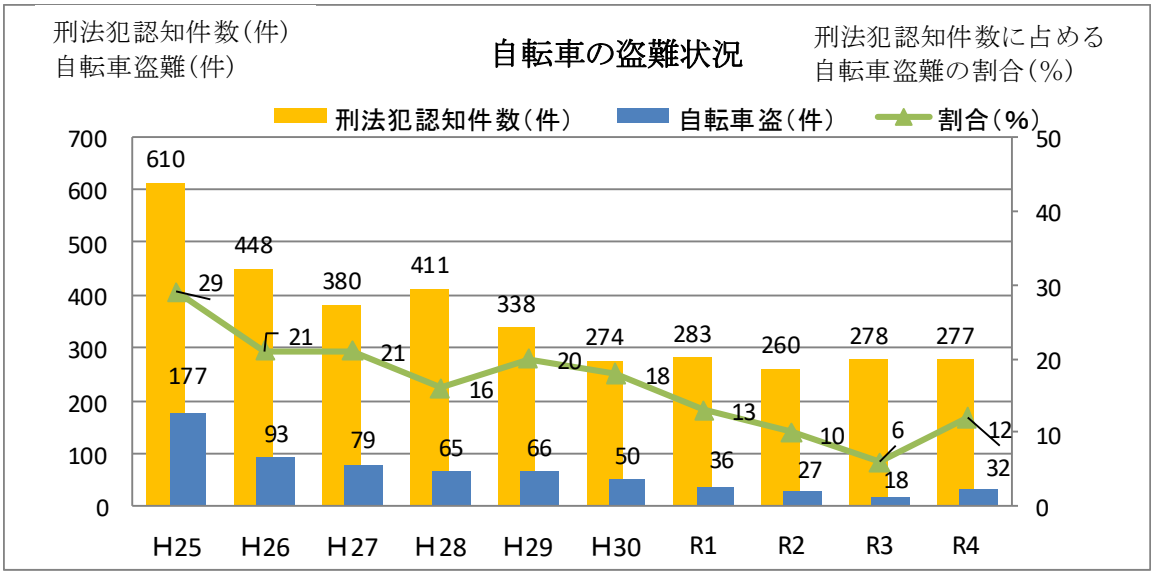

【資料　大村警察署】

大村市内は、比較的平坦な道であることから自転車利用者が多く、自転車の盗難件数も多く発生しています。

大村市内の自転車盗難件数は県内の中でも多い状況にありましたが、平成２５年と比較すると、令和４年は５分の１以下に減少しています。

3　刑法犯検挙状況

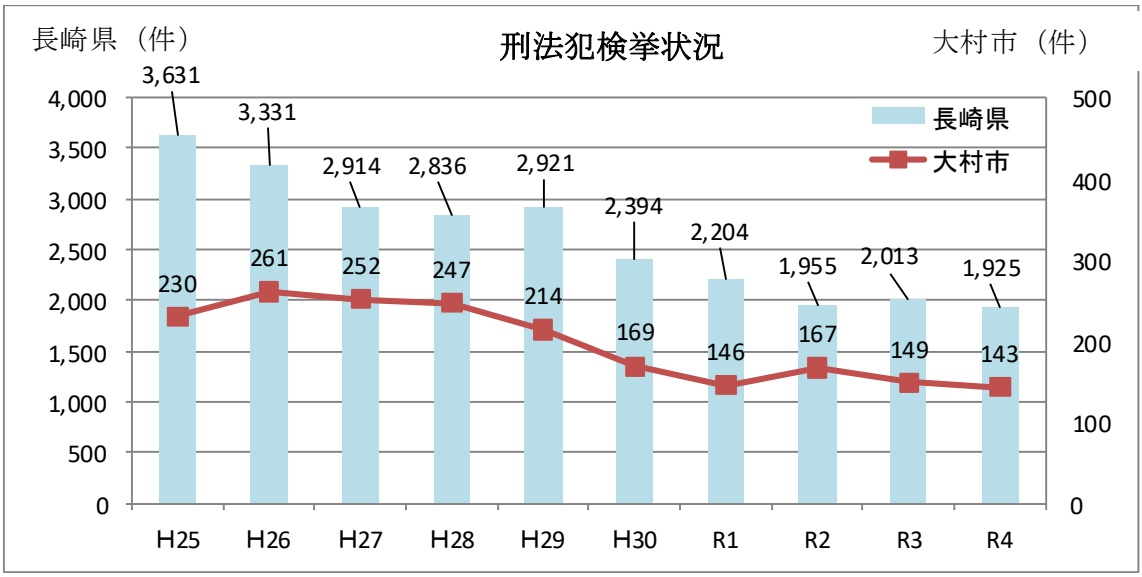

【資料　大村警察署】

長崎県内及び大村市内において、刑法犯認知件数及び刑法犯検挙件数は減少傾向にあります。

4　少年非行の状況

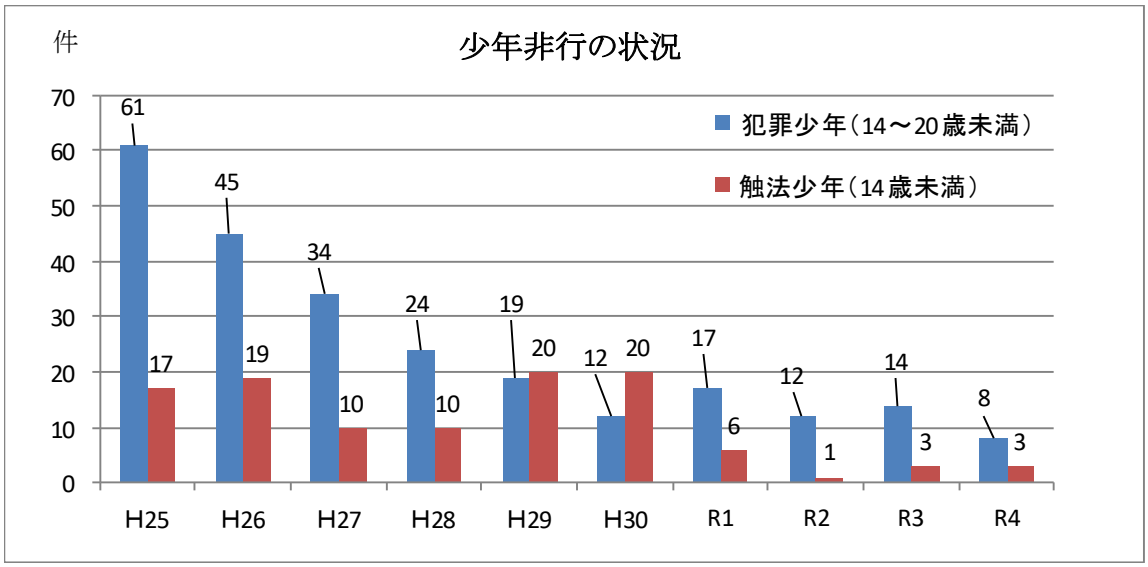

【資料　大村警察署】

大村市内における犯罪少年（１４～２０歳未満）及び触法少年（１４歳未満）の非行状況は、年々減少傾向にあり、触法少年（１４歳未満）の非行状況は、令和元年以降１０件未満と低い状況にあります。

５　ニセ電話詐欺の発生状況

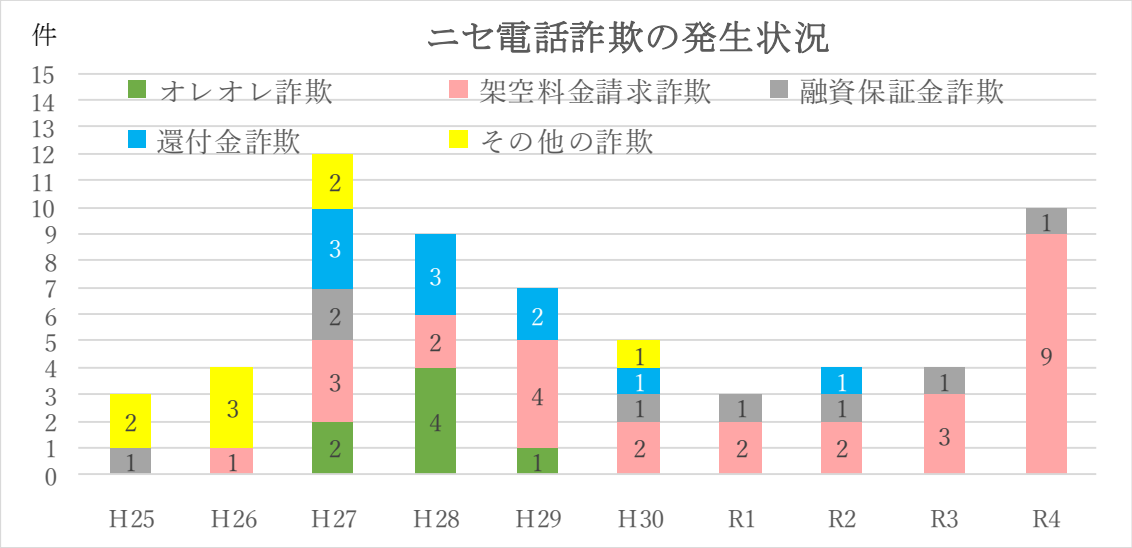

被害者の年齢層	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	合計
10～20 歳代	0	0	1	1	0	0	1	0	1	4
30～40 歳代	1	1	0	2	0	1	0	1	1	7
50～64 歳代	1	5	3	1	0	0	0	2	3	15
65 歳以上	2	6	5	3	5	2	3	1	5	32
合　計	4	12	9	7	5	3	4	4	10	58
被害額（千円）	13, 511	13, 217	10, 004	4, 274	10, 755	1, 450	1, 617	2, 719	40, 895	98, 442

※　平成２５年の被害者の年齢層及び被害額はデータなし　　【資料　大村警察署】

大村市内におけるニセ電話詐欺被害件数は、平成２７年をピークに減少傾向にありましたが、令和４年は、件数、被害額とも大きく増加しています。

また、犯罪の手口は複雑・巧妙化しており、被害者の年齢層については、６５歳以上を中心に、全年齢層に広がっています。

6　配偶者からの暴力事案の相談件数

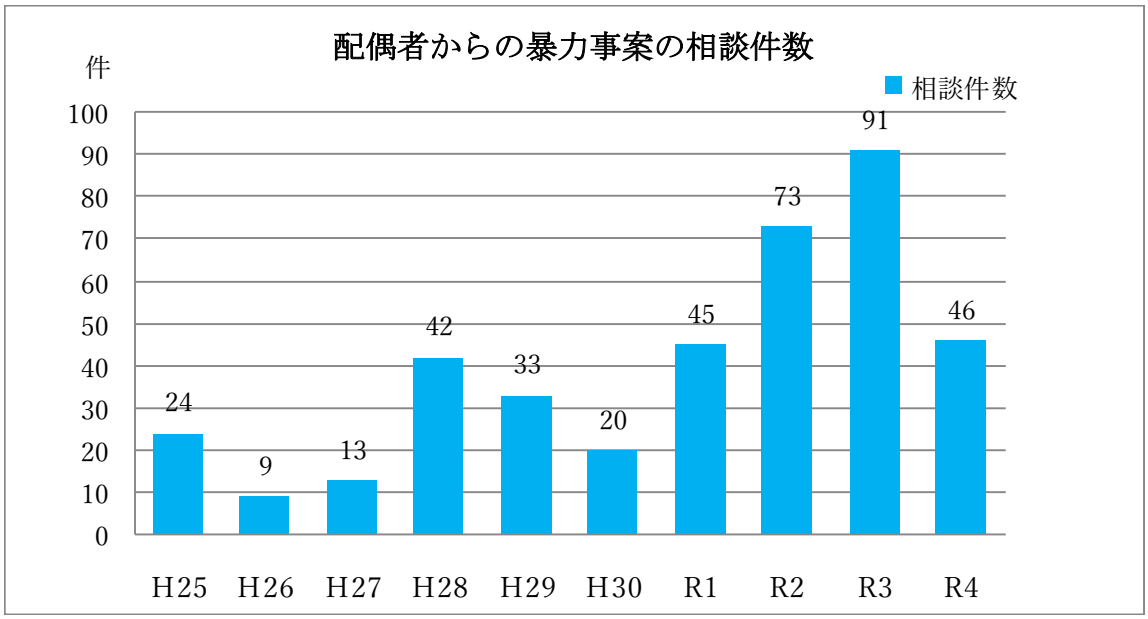

【資料　男女いきいき推進課】

大村市内における配偶者に対する暴力の相談件数は、近年増加傾向にあり、令和３年度は、平成２６年度と比較すると約１０倍に増加しています。

特に、令和２年度から令和３年度は、コロナ禍の影響で外出自粛による在宅時間が増加したことなどにより、相談件数が増加しています。

7　サイバー犯罪検挙状況

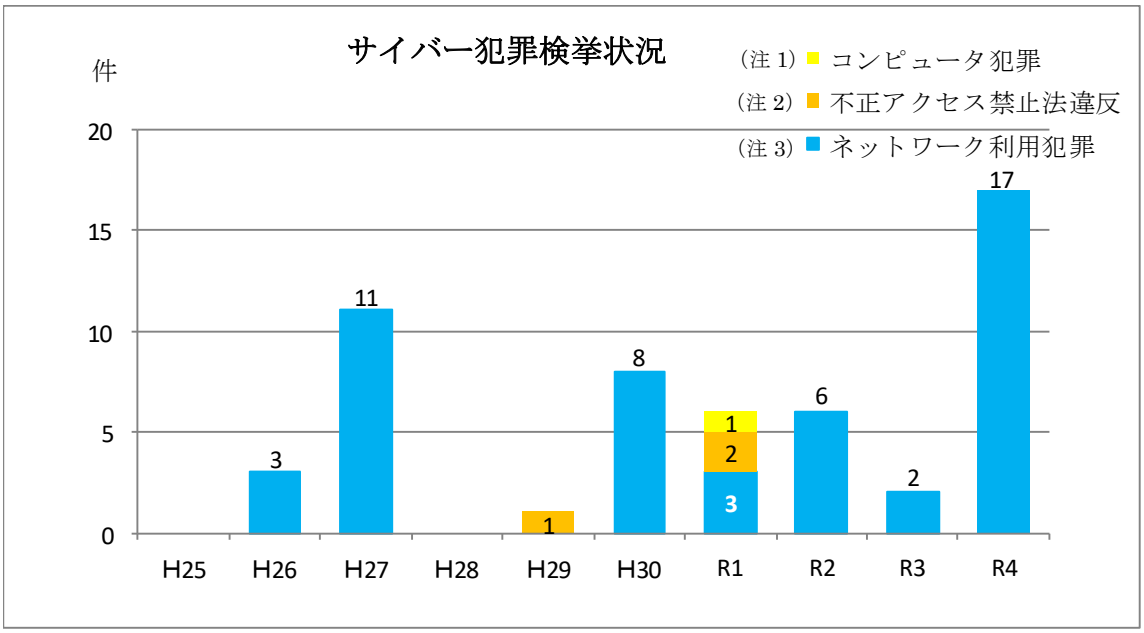

【資料　大村警察署】

大村市内におけるサイバー犯罪検挙件数は、ここ１０年間で５４件ですが、中でもネットワーク利用犯罪が５０件と検挙件数全体の約９割を占めています。

特に、令和４年はネットワーク利用犯罪の検挙件数が大きく増加しています。

（注 1）コンピュータ犯罪とは、ホームページのデータを無断で書き換えたり、インターネットを利用して、金融機関の他人の口座から自分の口座に無断で預金を移す行為。

（注 2）不正アクセス禁止法違反とは、インターネットのネットワーク上で、権限がない人が他人のデータにアクセスする行為。

（注 3）ネットワーク利用犯罪とは、出会い系サイトを利用して未成年者と会ってわいせつな行為を行ったり、出会い系サイトで会った人からお金を脅し取ったり（恐喝罪）、だまし取ったり（詐欺罪）する行為。

8　虐待に関する相談件数

（1）児童虐待相談件数

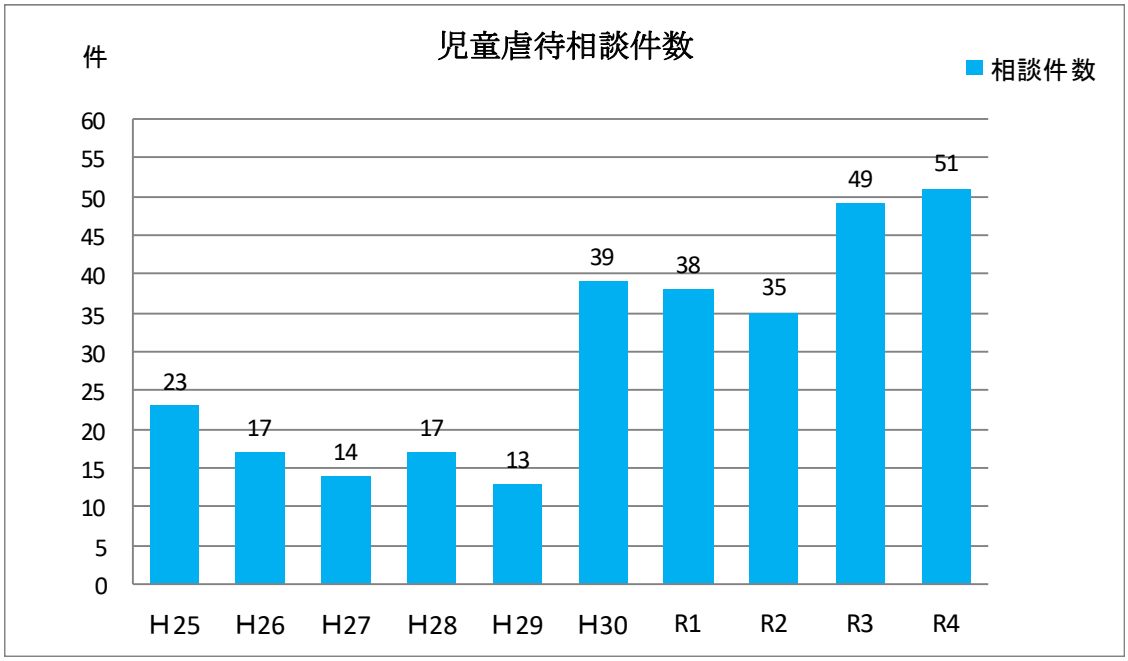

【資料　こども家庭課】

大村市内における児童虐待相談件数は、平成３０年度から増加傾向にあり、特に、令和４年度は、ここ１０年間で最も高くなっています。

（２）高齢者虐待相談件数

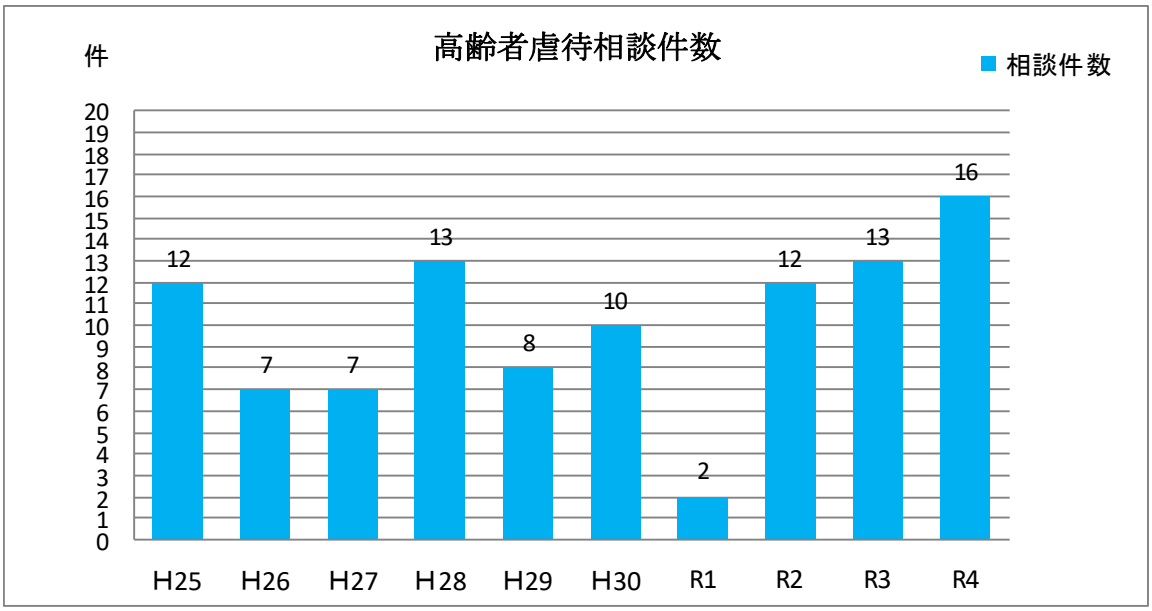

【資料　長寿介護課】

大村市内における高齢者に対する虐待の相談件数は、ここ１０年間、１０件前後で推移しており、増減を繰り返しています。

（３）障がい者虐待相談件数

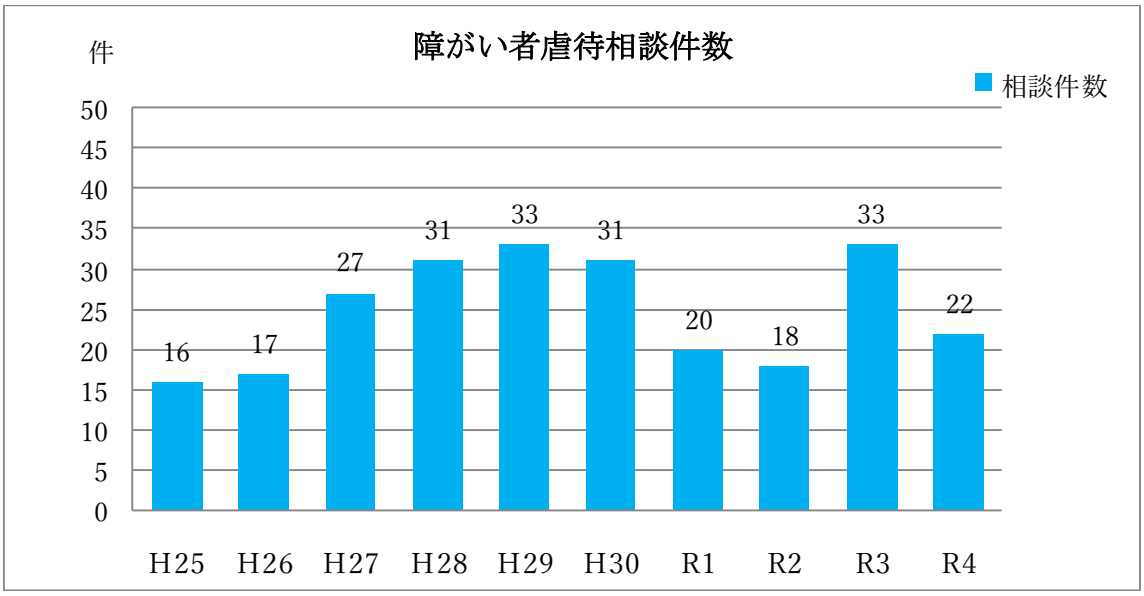

【資料　障がい福祉課】

大村市内における障がい者に対する虐待の相談件数は、平成２５年度から平成２９年度まで増加し、その後、増減を繰り返しています。

第２節　犯罪発生の背景等

１　自主防犯意識の不足

刑法犯認知件数は減少傾向にあり、治安の改善は見られていますが、依然として無施錠による被害の割合が高く、このような背景には、一人ひとりの防犯意識の不足が犯罪の起こりやすい環境を生み出していると考えられます。

２　社会全体の規範意識の低下

急激な社会経済環境の変化に伴うストレス社会等を背景として、対人関係において人とのコミュニケーション不足などから他人を思いやる気持ちや規範意識が薄れてきており、罪を犯すことへの抵抗感が弱くなっていると考えられます。

３　地域における連帯感の希薄化

核家族化や生活習慣、生活様式の多様化などにより、地域の人間関係が薄れ、周囲の人の生活などに対して無関心な傾向が強まっています。

地域社会の一体感や連帯意識の希薄化が、犯罪抑止機能を低下させ、犯罪が起きやすい環境を生み出していると考えられます。

４　犯罪を誘発する環境

道路、公園、駐車場（駐輪場）などの公共空間における死角や商業施設などにおける施設管理者の目の届かない場所では、犯罪の発生が懸念されます。

５　サイバー空間の脅威の深刻化

パソコンや携帯電話（スマートフォン）等の情報通信機器の急速な普及に伴い、情報通信技術を悪用したサイバー犯罪が増加しています。

これらのサイバー犯罪は、ネットワークが世界規模であることやコンピュータの発達、新技術などを用いた手口の巧妙化などを背景に、複雑・高度化が進んでおり、犯罪に巻き込まれるリスクが拡大していることが考えられます。

第３節　防犯活動の状況

１　防犯ボランティアの活動

地域においては、青色回転灯装備車両による防犯パトロールや朝の登校時間帯における児童・生徒に対するあいさつ運動、年金支給日のニセ電話詐欺被害防止啓発運動など、防犯ボランティア団体等の自主的な取組が行われています。

一方で、地域防犯活動等の参加者の高齢化・固定化といった実態があり、活動を持続・発展させるためには、あらゆる世代が気軽に安全で安心なまちづくりに参加できる取組を推進して行くことが重要です。

2　ボランティア団体等の活動支援や環境整備

「大村市犯罪のない安全・安心まちづくり条例」に基づき、住民に対する安全情報等の発信及び防犯ボランティア団体や町内会等、地域の自主防犯活動を行っている団体の活動支援などのほか、道路や公園、駐車場、駐輪場の整備・改善など、安全で安心なまちづくりを推進していく必要があります。

3　防犯上配慮を要する人の安全の確保

子どもや女性、高齢者、障がい者など、防犯上配慮を要する人の安全を確保するため、市の各部署において相談対応を行っています。

また、各種会合やキャンペーン等の機会に、安全情報の提供や広報啓発を行い、防犯意識を高める取組を推進するとともに、配偶者からの暴力や子どもの虐待、高齢者や障がい者が被害にあう事件が後を絶たないことから、関係機関による相談窓口の充実を図る必要があります。

4　サイバー空間における安全の確保

サイバー空間における犯罪被害を未然に防ぎ、インターネット利用に係る正しいマナーを身に着けてもらうため、小・中学校の児童・生徒や保護者に対してサイバーセキュリティに関する講話や広報・啓発活動に取り組んでいます。

次々に新しい手口が生まれていることから、セキュリティに関する最新情報の収集を習慣化し、利用者一人ひとりが自己防衛意識を持つことが重要です。

5　犯罪被害者に対する理解

犯罪被害者等支援に関する施策を推進し、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減並びに犯罪被害者等の生活の再建を図るため、市及び警察と連携し、犯罪被害者等の支援を行っています。

犯罪被害者等が再び平穏な生活を過ごせるようにするためには、犯罪被害者等の支援に加え、犯罪被害等の置かれた現状などについて十分な理解と協力を求める必要があります。

第４章　犯罪のない安全・安心まちづくりの方向性

第１節　市、市民、事業者の責務

１　市の責務

市は、市民の防犯意識の高揚を図るため、関係機関・団体と連携し、各種啓発活動、情報発信等を行うとともに、自主防犯活動の推進及び犯罪が起きにくい環境づくりなど、必要な施策に積極的に取り組みます。

２　市民の責務

市民は、自主防犯意識を持ち、自分が犯罪にあわないよう行動に気をつけ、また、地域で取り組む諸活動に参加するとともに、市が実施する犯罪のない安全・安心まちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとします。

３　事業者の責務

事業者は、所有する施設等を適正に管理し、犯罪が起きにくい環境づくりに取り組み、また、地域の犯罪防止活動に参加するとともに、市が実施する犯罪のない安全・安心まちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとします。

第２節　基本方針

市及び市民、事業者が連携協力し、次の事項を基本として推進します。

１　意識づくり

「自分の安全は、自分で守る」という自主防犯意識と規範意識の高揚を図ります。

２　地域づくり

お互いを守り、支えあい「自分たちの地域は、自分たちで守る」という地域づくりを推進します。

３　環境づくり

「犯罪にあわない、起こさせない」ための環境整備を推進します。

第３節　施策の基本体系

【基本目標】	【基本方針】	【施　策】	【取　組】
市民が安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現	1 意識づくり	(1)自主防犯意識の啓発	ア 自主防犯意識の高揚 イ 各種会合等での啓発 ウ 広報・啓発活動の推進 エ 自転車防犯登録制度の周知 オ 施錠意識の啓発 カ 施設管理者等の防犯意識啓発活動の推進
		(2)規範意識の向上	ア サイバー空間におけるマナー・モラルの向上 イ 交通ルールの遵守 ウ 薬物乱用防止対策の推進 エ 学校における道徳教育の推進 オ 人権尊重社会づくりに向けた啓発等の推進 カ 犯罪被害者等への理解の増進
		(3)安全情報等の提供	ア 安全情報の提供 イ 新たな犯罪の防止のための情報提供 ウ 消費者被害情報の提供
	2 地域づくり	(1)地域における連帯感の向上	ア 地域連帯の再構築 イ 自主防災活動等の推進による地域の連帯感・絆の強化
		(2)地域の防犯・安全活動の促進	ア 地域における防犯活動への支援 イ 自主防犯活動の拡大
		(3)子どもと女性を守る取組の推進	ア 子どもと女性に対する暴力等事案の対策の推進 イ 子どもと女性を対象とした防犯指導の実施 ウ パトロール活動や見守り活動の充実・強化 エ こども110番の家の支援 オ 子どもを犯罪から守るための情報交換の実施 カ 安全情報配信システムの有効活用
		(4)子どもを健やかに育てるための取組の推進	ア 家庭教育支援事業の推進　イ ココロねっこ運動の推進 ウ 有害図書類等環境浄化の推進 エ インターネット上の有害情報対策の推進 オ 万引き、乗り物の盗難防止対策の推進 カ メディア安全教育の推進 キ 少年非行防止・健全育成活動の推進
		(5)高齢者と障がい者が安全で安心して暮らせる取組の推進	ア 高齢者の孤立防止対策の推進 イ 保護対策の推進 ウ 犯罪等被害防止のための啓発活動の推進 エ 高齢者の尊厳を保持させるための取組の推進 オ 障がい者の尊厳を保持するための取組の推進
	3 環境づくり	(1)犯罪防止を意識した環境の整備	ア 道路維持・保全　(ア)歩道の維持・保全 (イ)照明設備等の整備 イ 公園の維持・保全 ウ 駐車場(駐輪場)の維持・保全
		(2)学校における子どもの安全確保のための取組の推進	ア 防犯訓練等の実施　イ 教職員等に対する防犯教室等の開催 ウ 児童・生徒に対する相談体制づくりの推進 エ 学校安全体制の整備促進　オ 学校施設内での防犯対策
		(3)通学路等における子どもの安全確保のための取組の推進	ア こども110番の家の周知徹底 イ 通学路等におけるパトロール・見守り活動の推進

第４節　計画の内容

１　意識づくり

（１）　自主防犯意識の啓発

ア　自主防犯意識の高揚

市民一人ひとりが自主的に防犯への備えを行い、「自分の安全は、自分で守る」という意識の定着と、地域の安全活動を自ら率先して行うとの意欲を高めるため、「安全･安心まちづくりキャンペーン」等のイベントをとおして、市、警察及び防犯活動団体が連携・協力した取組を推進します。

安全・安心まちづくりキャンペーン

イ　各種会合等での啓発

町内会や老人会で、自主的に開催される各種会合等に参加し、ニセ電話詐欺被害防止の啓発、その地区特有の犯罪発生状況や身近な情報を提供し、自主防犯意識の啓発に努めます。

ウ　広報・啓発活動の推進

毎年実施している「長崎県犯罪のない安全・安心まちづくり推進旬間」において、地域安全運動の実施や青色回転灯装備車両による巡回パトロール、防犯キャンペーンなど、広報・啓発活動を推進します。

青色回転灯装備車両による地域安全パトロール出発式

エ　自転車防犯登録制度の周知

自転車の盗難防止、被害の早期回復に資する自転車の防犯登録制度につ

いて、自転車販売店等の協力を得ながら周知に努めるとともに、自分の財産は自分で守るという自主防犯意識の高揚を図ります。

オ　施錠意識の啓発

自宅や二輪車などの窃盗は無施錠によるものが多くを占めていることから、一人ひとりの心がけで未然に防止することのできる鍵かけ習慣の周知に努めます。

特に、自転車の施錠（二重ロック）については、市内各駅の駐輪場に多くの高校生が自転車を駐車していることから、引き続き、各高等学校で指導していただくよう働きかけます。

カ　施設管理者等の防犯意識啓発活動の推進

万引きや自転車の盗難など、犯罪が多く発生する恐れのある商業施設や駐輪場などの施設管理者に対して、「自分の施設で犯罪を起こさせない」という自主防犯意識を啓発する取組を推進します。

（２）規範意識の向上

ア　サイバー空間におけるマナー・モラルの向上

インターネット利用者の規範意識を高め、情報社会におけるルールやマナーを守るため、幅広い世代に対して、講話の実施、各種メディア、チラシ・パンフレット等の活用等による広報啓発を推進します。

また、児童・生徒に対しては、情報モラル教育教材「ＳＮＳノート・ながさき」を道徳の時間等で活用し、児童・生徒の適切な情報モラルの醸成に努めます。

イ　交通ルールの遵守

道路交通上での交通ルール違反は、犯罪行為であることから、交通安全教育、広報啓発活動、交通指導取締りを推進し、市民が交通ルールを遵守する規範意識の向上を図るとともに、警察や関係団体等と連携し、保育園等や学校、市民に対して交通安全教室を実施します。

ウ　薬物乱用防止対策の推進

麻薬、覚せい剤、大麻、危険ドラッグ、シンナーなど、薬物乱用防止を図るため、児童・生徒をはじめ、広く市民に対して広報啓発活動を行います。

また、小・中学校においては、薬物乱用防止の授業を実施します。

エ　学校における道徳教育の推進

道徳教育をとおして、子どもの豊かな心を育むとともに、自分を律する心や規範意識を育て、家庭、地域社会、関係機関や関係団体等と連携し、子どもの健全育成を図ります。

また、国が作成した「生命（いのち）の安全教育」等の教材を活用し、子どもたちを性犯罪・性暴力の被害者・加害者・傍観者にさせないための教育を行います。

オ　人権尊重社会づくりに向けた啓発等の推進

市民一人ひとりの人権が尊重され、相互の人権が共存する社会を目指し、学校や家庭、地域社会、職場などあらゆる場や機会において人権教育・啓発を推進します。

人権尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることを目的に、「女性に対する暴力をなくす運動」期間中の啓発や市民向けの講座の開催のほか、中学校、高等学校でのＤＶ予防講座を実施します。

また、ＬＧＢＴＱ（注）等の性的少数者に対する差別や偏見の解消と多様な性の在り方への理解増進に努め、相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向けた取組を推進します。

（注）ＬＧＢＴＱとは、レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（心と体の性の不一致）、クエスチョニング／クィア（自分の性がはっきりしていない、決めたくない）の頭文字を取ったものです。

カ　犯罪被害者等への理解の増進

令和３年３月に施行した「大村市犯罪被害者等支援条例」に基づき、市及び警察と連携して犯罪被害者等の支援を行うとともに、犯罪被害者等に対する問題を社会全体で考え、共に支えあい、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に向け、市民に対し犯罪被害者等の支援の必要性と意識の醸成を図ります。

（３）安全情報等の提供

ア　安全情報の提供

高齢者が行方不明になった場合や不審人物からの声かけ事案等が発生した場合は、防災ラジオ・スピーカーや市のメールマガジン、市ホームページ、ＳＮＳ等、様々な広報媒体を活用し、情報の提供を行うとともに、市内の最新の犯罪発生状況や防犯対策等、市民への情報提供に努めます。

イ　新たな犯罪の防止のための情報提供

インターネットや携帯電話など、進展するＩＣＴ（情報通信技術）を悪用したサイバー犯罪や、高齢者を中心として全年齢層に被害が広がるニセ電話詐欺などの悪質・巧妙化する新たな犯罪について、被害防止のため市及び警察、関係機関・団体との連携による情報発信を推進します。

特に、ニセ電話詐欺被害については、本市でも急増していることから令和４年度に本市と大村警察署は、「ニセ電話詐欺被害撲滅宣言」を行いました。

今後、市及び警察はもとより、関係機関・団体と連携し、積極的に被害防止対策にかかる情報提供に努めます。

≪ニセ電話詐欺被害撲滅宣言≫

一　市民の防犯意識の高揚を図るため、各種団体と連携し街頭での広報宣伝活動を推進します。

一　広報おおむらや防災ラジオ、おおむらケーブルテレビなど、各種媒体を活用し広報活動を強化します。

一　大村市及び大村警察署で所有している、自動通話録音装置の貸し出しを呼びかけます。

ニセ電話詐欺被害撲滅宣言

ウ　消費者被害情報の提供

大村市消費生活センターに寄せられた消費生活相談件数は、令和４年度は、７７４件と増加傾向にあり、また、年々消費者トラブルは複雑化・多様化してきている状況にあります。

このようなことから､消費者トラブルの未然防止のための情報を広報紙や市ホームページ、ＳＮＳ等により提供します。

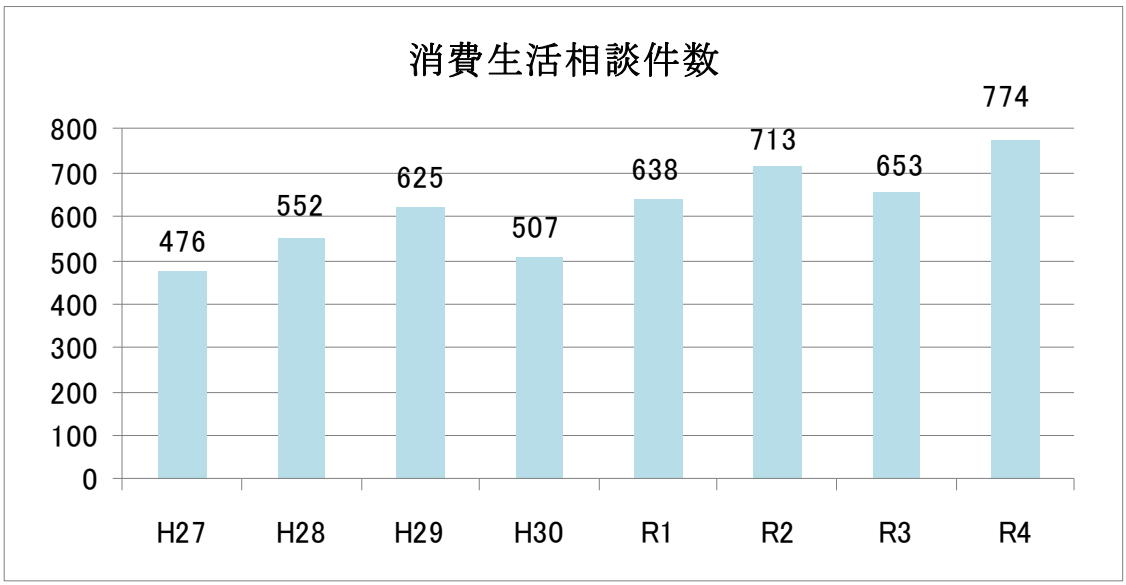

２　地域づくり

（１）地域における連帯感の向上

ア　地域連帯の再構築

ボランティア団体等による児童・生徒の登下校時におけるあいさつ運動や地区防犯協会等による高齢者宅への訪問活動を通じた「声掛け」を推進し、地域連帯の向上を図ります。

また、地域住民が共通の目的を有する活動を通じて交流が深まるよう、各種イベントへの地域住民の積極的な参加を推奨します。

イ　自主防災活動等の推進による地域の連帯感・絆の強化

自主防災組織と町内会等の地域コミュニティ団体、事業所等が連携して行う防災活動や自主防災組織づくりを推進する中で、地域の連帯感の向上を図ります。

（２）地域の防犯・安全活動の促進

ア　地域における防犯活動への支援

地域における自主防犯活動の活性化を図るため、防犯ボランティア団体に対する情報提供や各地区防犯協会の活動を支援します。

また、青色回転灯装備車両の導入を希望する地区防犯協会に対して、助成事業の活用等、積極的に支援します。

イ　自主防犯活動の拡大

町内会及びＰＴＡ、事業者等に対して、自主防犯活動の重要性を呼びかけるなど、自主防犯活動の拡大を図ります。

（３）子どもと女性を守る取組の推進

ア　子どもと女性に対する暴力等事案の対策の推進

児童虐待や配偶者等からの暴力（ＤＶ）、ストーカーなどの被害を受けている、子どもや女性に対して、適切な相談対応と被害者の立場に立った支援に努めます。

また、暴力根絶に向けた周知・啓発を図るとともに、未然防止のための講座の開催などに取り組みます。

特に、児童虐待問題に対する関心と理解を深めるため、毎年１１月の「児童虐待防止推進月間」に、市内の保育園等や小・中学校にチラシを配付し啓

発に努めます。

イ　子どもと女性を対象とした防犯指導の実施

子どもと女性が路上等において被害にあった場合、又は、被害にあう恐れがある場合の対処方法や「こども１１０番の家」の利用方法等、防犯指導を実施します。

ウ　パトロール活動や見守り活動の充実・強化

地域ぐるみで子どもや女性、高齢者の安全・安心を確保するため、防犯活動を促進するための取組を進めるとともに、地域安全情報の提供や地区防犯協会の青色回転灯装備車両による見守り活動、大村わんわんパトロール隊などの防犯ボランティア団体等によるパトロールの実施を促進します。

大村わんわんパトロール隊

エ　こども１１０番の家の支援

「こども１１０番の家」に対しては、安全情報の提供やマニュアル等の配付による支援を行います。

「こども１１０番の家」の選定に当たっては、在宅する民家、店舗、事業所等を対象とし、適宜、見直しを行うとともに「こども１１０番の家」の表示は、道路から見えやすい場所への掲示を働きかけます。

オ　子どもを犯罪から守るための情報交換の実施

児童・生徒の健全育成を図ることを目的に、各学校と警察との連携による

「大村市学校警察連絡協議会」を開催し、一層充実した情報交換に努めます。

カ　安全情報配信システムの有効活用

子どもと女性に対する不審人物からの声掛け事案など、安全を脅かす事案が生じた場合や恐れがある場合、事案の再発防止と被害拡大を防ぐため、防災ラジオ・スピーカーや市のメールマガジン、市ホームページ、ＳＮＳ等による「不審者や犯罪発生などによる情報」、県警の「安心メール・キャッチくん」などの安全情報発信システムを有効に活用します。

（４）子どもを健やかに育てるための取組の推進

ア　家庭教育支援事業の推進

家庭は全ての教育の出発点であり、基本であるという認識に立ち、親としての意識啓発や子育て支援ネットワークの充実を図ります。

また、学習者同士が話し合い、子育てのヒントを見つける「ながさきファミリープログラム」を周知するなど、子育てに関する学習の機会の提供を行うとともに、子育てなど様々な悩み事に対して相談窓口を設置し家庭教育を支援します。

イ　ココロねっこ運動（注）の推進

住民や民間事業者等が一体となって巡回指導などに取り組む、「ココロねっこ運動」をとおして、子どもを犯罪や非行から守る活動を推進するとともに、「ココロねっこ運動」への家庭や学校、地域団体、企業等さまざまな立場の方々の参加を促進し、市民運動の輪を広げていきます。

（注）「ココロねっこ運動」とは、子どもたちの心の根っこを育てるために、大人のあり方を見直し、みんなで子どもを育てる長崎県の県民運動です。

ウ　有害図書類等環境浄化の推進

少年の健全な育成を阻害する恐れのある図書類が適切に取り扱われているか、書店、ビデオ店、コンビニエンスストア等に対する立入調査を実施するとともに、長崎県少年保護育成条例の広報啓発に努めます。

また、白ポストでの有害図書類などの回収活動による環境浄化活動を実施します。

エ　インターネット上の有害情報対策の推進

インターネット上の有害情報から子どもを守るため、携帯電話販売業者と連携し、フィルタリングの普及をはじめとした広報啓発を推進します。

また､保護者に対しても子どもの携帯電話の正しい利用の仕方について周知に努めます。

オ　万引き、乗り物の盗難防止対策の推進

万引きや自転車の盗難をはじめとする窃盗犯罪の件数は､年々減少傾向にありますが、自転車の盗難被害の多くは無施錠であることから二重ロックの推進について、中学校及び高等学校に周知するとともに、万引きについても、学校、警察、市などの関係機関の連携を強化し、対策に取り組みます。

カ　メディア安全教育の推進

児童・生徒のスマートフォンの所持率は年々増加するとともに、小・中学校でも一人一台のタブレット活用が始まったことにより、ネット利用は低年齢化していることから、引き続き、メディア安全指導員を派遣し、一層の情報モラル教育に努めます。

キ　少年非行防止・健全育成活動の推進

非行少年を生まない社会づくりを推進するため、大村市少年補導委員連絡協議会が１４地区に分かれ、毎月の街頭補導に加え、花火大会や夏越まつりなどのイベントで補導活動を実施します。

（５）高齢者と障がい者が安全で安心して暮らせる取組の推進

ア　高齢者の孤立化防止対策の推進

高齢者の孤立化の防止に向け、地域のネットワークの構築を図り、老人クラブ等の社会参加活動への支援、身近な場所で参加できる通いの場の充実、継続的な見守り活動等に取り組みます。

また、高齢者が閉じこもらないよう生きがいづくり、介護予防のための様々な講座を開催し、地域活動の推進を図ります。

イ　保護対策の推進

独居高齢者に対して、急病や災害時等の緊急時に、迅速かつ適切に対応できるよう、緊急装置の設置を支援します。

また、認知症高齢者の保護対策として、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、認知症サポーターの養成や認知症に関する情報提供を行うとともに、高齢者の行方不明者が出た場合は、防災ラジオ・スピーカーや市のメールマガジン、市ホームページ、ＳＮＳ等を活用し情報提供を行います。

さらに、「徘徊ＳＯＳネットワーク（注1）」や「介護家族者あんしんサポートサービス事業（注2）」などの事業を実施し、徘徊高齢者の早期発見・早期保護、介護家族者等の負担軽減に努めます。

（注1）「徘徊ＳＯＳネットワーク」とは、郵便局、コンビニエンスストアなどの徘徊発生時の捜索活動を支援する事業者や団体とのネットワークをいいます。

（注2）「介護家族者あんしんサポートサービス事業」とは、ＧＰＳ発信器を貸与し、徘徊の兆候がある高齢者に所持させ、早期発見・早期保護に役立てるサービスです。

ウ　犯罪等被害防止のための啓発活動の推進

高齢者が悪質商法やニセ電話詐欺などの被害にあわないよう、町内会や関係機関・団体が連携し、防犯講話の開催や高齢者世帯の巡回訪問活動を推進するとともに、事件を未然に防止するための広報・啓発に努めます。

また、大村市及び大村警察署で所有している、自動通話録音装置の貸出しについて周知し、犯罪被害防止に努めます。

エ　高齢者の尊厳を保持するための取組の推進

高齢者を虐待という権利侵害から守り、尊厳を保持しながら安定した生活を送ることができるよう、介護知識の周知啓発、虐待にかかる相談窓口などを設置し、高齢者虐待の早期発見・防止に努めます。

オ　障がい者の尊厳を保持するための取組の推進

障がい者を虐待という権利侵害から守り、尊厳を保持しながら安定した生活を送ることができるよう、大村市障害者虐待防止センターにおいて虐待にかかる相談窓口を設置し、虐待を早期に発見し適切に対応できる体制の整備を推進するとともに、障がい者虐待防止に関する広報・啓発を行います。

３　環境づくり

（１）犯罪防止を意識した環境の整備

ア　道路維持・保全

（ア）歩道の維持・保全

犯罪防止のため、可能な限り、周囲からの見通しを確保し、ガードレールの整備や植栽帯の維持・管理に努めます。

また、交差点内の歩道段差を解消し、すべての人々にとって利用しやすい歩道の環境保全を進めていきます。

（イ）照明設備等の整備

夜間の道路や住宅地の暗い場所など、町内会からの要望等により、保安灯、又は防犯灯の整備に努めます。

イ　公園の維持・保全

公園が痴漢や連れ去りなどの犯罪行為の場所とならないよう、照明灯の設置等を行うなど、十分な配慮を継続して行います。

また、見通しの確保や照度の確保に配慮した公園の構造・設備の改善に努めます。

ウ　駐車場（駐輪場）の維持・保全

公共の駐車場（駐輪場）については、周囲からの見通しを確保するとともに、照明器具（防犯灯）や防犯設備（防犯カメラ等）の設置など、犯罪の防止に配慮した施設の整備に努めます。

また、駅周辺の駐輪場おいて、「大村市自転車の安全利用及び自転車等の放置防止に関する条例」に基づき、放置自転車の撤去を実施します。

防犯カメラ

防犯灯（LED）

（２）　学校における子どもの安全確保のための取組の推進

ア　防犯訓練等の実施

学校への不審者侵入、火災、地震などの事態に的確に対応するための教職員及び児童生徒の防犯訓練等を学校安全計画に基づき、計画的に行います。

イ　教職員等に対する防犯教室等の開催

小・中学校において、実践的な安全教育、安全管理ができるよう、教職員に対して防犯教室の研修会を開催し、教職員の資質向上を図ります。

ウ　児童・生徒に対する相談体制づくりの推進

小学校や中学校に相談員を配置し、児童・生徒の悩みなどの相談に対応するとともに、学校における相談業務の推進を図ります。

エ　学校安全体制の整備促進

各学校においては、実態に即した学校安全計画や危険等発生時対応要領を作成するほか、学校等における児童・生徒の安全を地域全体で見守る体制づくりを推進します。

オ　学校施設内での防犯対策

学校への不審者侵入による犯罪及び事故から児童・生徒を守るため、校門等の外部出入口や建物の出入口に、防犯設備（防犯カメラ等）を設置します。

（３）通学路等における子どもの安全確保のための取組の推進

ア　こども１１０番の家の周知徹底

通学路における「こども１１０番の家」について、マップの作成やウォークラリーを開催し、児童・生徒及びその保護者に対して周知徹底に努めます。

イ　通学路等におけるパトロール・見守り活動の推進

児童生徒等の登下校時の安全確保のため、町内会及び防犯ボランティア、ＰＴＡ等と連携し、地域ぐるみで集団登下校の指導や学校周辺及び通学路のパトロール活動、見守り活動を行います。

また、事件・事故の未然防止を図るため、あいさつ等の声かけ運動を推進します。

第５章　推進体制

第１節　大村市犯罪のない安全・安心まちづくり市民推進会議

学識経験者、防犯活動団体の代表者、関係行政機関の職員からなる「大村市犯罪のない安全・安心まちづくり市民推進会議」において計画や推進について審議等を行い、各防犯団体や関係行政機関等との連携を図りながら、犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する各種施策を推進していきます。

第２節　地域との連携

地域住民が防犯意識を高め自主的な防犯活動の取組につながるよう、啓発活動や情報発信など、地区防犯協会や防犯ボランティア団体等と連携した活動を推進します。

第３節　事業者との連携

事業者自身が自らの施設の防犯に配慮した対策を推進するとともに、地域の一員として防犯活動への積極的な参加が図られるよう、連携した活動を推進します。

【資　　料】

○大村市犯罪のない安全・安心まちづくり条例

平成 19 年 12 月 20 日

条例第 31 号

（目的）

第 1 条　この条例は、個人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす犯罪の防止に関し、必要な基本理念を定めるとともに、市、市民、事業者及び防犯活動団体の役割を明らかにし、もって市民が安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第 2 条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　犯罪のない安全・安心まちづくり　犯罪の防止に関する自主的な活動、犯罪の防止に配慮した環境の整備その他の犯罪を防止する取組をいう。

(2)　防犯活動団体　防犯活動を推進する団体及びそれらを構成する団体をいう。

(3)　市民等　市民、事業者及び防犯活動団体をいう。

（基本理念）

第 3 条　犯罪のない安全・安心まちづくりは、自らの地域は自らで守るという意識のもと、市及び市民等がそれぞれの役割を担い、緊密な連携協力を図りながら推進されなければならない。

（市の役割）

第 4 条　市は、市民等及び関係行政機関と連携し、及び協力して、次に掲げる施策を実施するものとする。

(1)　市民等に対する安全に関する意識の啓発及び必要な情報の提供

(2)　市民等の安全確保に関する自主的な活動に対する支援

(3)　安全な地域社会の実現のための環境の整備

(4)　前 3 号に掲げるもののほか、第 1 条の目的を達成するために必要な施策

（市民の役割）

第 5 条　市民は、犯罪のない安全・安心まちづくりについて理解を深め、自らの安全確保に努め、犯罪のない安全・安心まちづくりを推進するものとする。

（事業者の役割）

第 6 条　事業者は、犯罪のない安全・安心まちづくりについて理解を深め、自らの安全確保に努めるとともに、地域社会を構成する一員として、犯罪のない安全・安心

まちづくりに必要な措置を講じ、犯罪のない安全・安心まちづくりに努めるものとする。

(防犯活動団体の役割)

第7条　防犯活動団体は、犯罪のない安全・安心まちづくりについて理解を深め、防犯意識の高揚を図るための啓発活動に取り組むとともに、地域社会における防犯活動を行い、犯罪のない安全・安心まちづくりに努めるものとする。

(行動計画の策定)

第8条　市長は、犯罪のない安全・安心まちづくりの総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪のない安全・安心まちづくりに関する行動計画(以下「行動計画」という。)を策定するものとする。

2　市長は、行動計画を策定しようとするときは、あらかじめ、次条に規定する市民推進会議の意見を聴かなければならない。

3　市長は、行動計画を策定したときは、これを公表するものとする。

4　前2項の規定は、行動計画の変更について準用する。

(犯罪のない安全・安心まちづくり市民推進会議)

第9条　犯罪のない安全・安心まちづくりを推進するため、犯罪のない安全・安心まちづくり市民推進会議(以下「市民推進会議」という。)を置く。

(市民推進会議の所掌事務)

第10条　市民推進会議は、次に掲げる事項について審議する。

(1)　行動計画に関すること。

(2)　前号に掲げるもののほか、犯罪のない安全・安心まちづくりに関し必要な事項

(市民推進会議の組織)

第11条　市民推進会議は、委員16人以内で組織する。

2　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1)　学識経験のある者

(2)　市民

(3)　防犯活動団体を代表する者

(4)　関係行政機関の職員

3　市長は、前項第2号に掲げる委員の選任に当たっては、公募の方法により、これを行うものとする。

(委員の任期)

第12条　委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　委員は、再任されることができる。

（市民推進会議の庶務）

第13条　市民推進会議の庶務は、総務部において処理する。

（平22条例25・平24条例22・平28条例23・一部改正）

（委任）

第14条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成22年12月17日条例第25号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附　則（平成24年12月14日条例第22号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附　則（平成28年12月21日条例第23号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。